住所　埼玉県志木市幸町１丁目１番20―204号
　崔航　昭和54年７月30日生
住所　東京都中央区八丁堀３丁目２番２―601号
　丁**燮**輝　昭和52年７月９日生
住所　東京都江戸川区東葛西４丁目12番４号
　楊施君　昭和54年７月21日生
住所　埼玉県川口市芝中田１丁目24番８―404号
　梁軍　昭和46年９月22日生
住所　秋田県北秋田市羽根山字屋布岱35番地
　陳瑞先　昭和37年12月14日生
　柳笑　平成元年２月27日生
住所　岡山県倉敷市連島町西之浦560番地85
　李斌　昭和59年２月26日生
住所　長野県上田市上田原560番地２
　韓洪国　昭和51年６月27日生
住所　千葉県市川市欠真間２丁目17番21―301号
　劉彬　昭和53年11月14日生
　張爽　昭和57年２月４日生
　劉峻昂　平成20年１月12日生
住所　神戸市中央区二宮町１丁目４番５号
　陳鴻清　昭和52年３月３日生
住所　神戸市中央区港島中町３丁目２番地１
　蔡立　昭和47年２月19日生
　王静華　昭和54年６月22日生
　蔡佳成　平成19年２月21日生
住所　東京都北区赤羽西４丁目５番５号
　余暁卓　昭和54年10月14日生
住所　岡山市南区郡902番地32
　胡琳　昭和58年９月12日生
住所　大阪市中央区高津２丁目８番４号
　李長松　昭和47年３月８日生
住所　大阪市浪速区恵美須西１丁目２番７―705号
　葉美琴　昭和57年10月15日生
住所　大阪府泉佐野市市場南１丁目１番12号
　姚麗**鑫**　昭和41年６月22日生
　王詩文　昭和62年８月１日生
住所　大阪府四條畷市蔀屋本町16番６号
　趙紅磊　昭和58年２月11日生
住所　大阪市住之江区西加賀屋１丁目２番56―420号
　金美**曄**　昭和39年６月28日生
住所　大阪市中央区島之内２丁目５番26―602号
　孔軍　昭和51年７月９日生
住所　大阪府箕面市粟生間谷西７丁目３番30号
　屈嬌嬌　昭和62年５月29日生
住所　東京都品川区西五反田４丁目30番９号
　サシ・ラジャ・タンヴッカール　昭和51年12月19日生
住所　静岡県富士市松岡1550番地35
　陳天舒　平成元年10月５日生
住所　東京都練馬区練馬１丁目６番６号
　牟文麗　昭和45年10月13日生
　李斌豪　平成７年８月21日生
住所　東京都北区豊島１丁目20番３―201号
　黄**歆**昱　昭和57年５月19日生
住所　東京都大田区仲六郷３丁目21番１―510号
　孫長松　昭和54年10月13日生
住所　東京都港区芝浦２丁目４番11―802号
　常二波　昭和55年７月10日生
住所　東京都板橋区仲宿４番５号
　田雅倩　昭和56年２月10日生
住所　東京都日野市大字日野2960番地
　蔣小敏　昭和51年２月12日生
住所　群馬県太田市南矢島町甲732番地
　王立冬　昭和51年11月６日生
住所　東京都江戸川区春江町１丁目２番３―705号
　賀旭　昭和51年５月24日生
住所　埼玉県川口市東川口６丁目18番32―401号
　閆雪　昭和50年７月１日生
住所　愛知県岡崎市羽根町字小豆坂68番地４
　趙振宇　昭和45年６月27日生
　李孟華　昭和48年12月27日生
　趙凌雲　平成11年９月４日生
　趙元熙　平成19年11月15日生
住所　名古屋市中川区中郷１丁目135番地
　金香淑　昭和48年３月７日生
住所　埼玉県八潮市大字浮塚856番地１
　紀蘊哲　昭和55年５月６日生
住所　川崎市多摩区宿河原２丁目８番33号
　魯楠　昭和56年10月17日生
住所　神奈川県横須賀市本町１丁目19番地３
　胡楠　平成３年５月12日生
住所　神奈川県相模原市宮下本町３丁目４番44―112号
　張文龍　昭和52年12月１日生
　周磊　昭和51年８月22日生
　張可欣　平成17年２月５日生
住所　東京都江東区亀戸６丁目15番５号
　郭清　昭和53年６月７日生
　林福**佺**　平成20年９月４日生
住所　東京都北区豊島８丁目２番５号
　胡文飛　昭和57年10月25日生
住所　東京都北区志茂２丁目48番２―304号
　朱海星　昭和49年８月27日生
住所　東京都板橋区大山金井町13番９―1104号
　高琴　昭和55年12月27日生
住所　千葉県柏市篠籠田704番地49
　張群力　昭和42年12月13日生
　馬玉華　昭和45年３月11日生
　張瀟沄　平成13年６月26日生
住所　東京都墨田区押上２丁目33番５号
　潘従林　昭和50年４月25日生

○外務省告示第八十号

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府は、平成九年九月五日にウィーンで採択された「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の加入書を平成二十一年十二月三十一日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年三月三十一日にマケドニア旧ユーゴスラビア共和国について効力を生ずる。

平成二十二年一月二十六日　外務大臣　岡田　克也

（平成二十二年一月二十六日付け国際原子力機関事務局長書簡）

○外務省告示第八十一号

ウクライナ政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を平成二十二年十月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年一月二十九日にウクライナについて効力を生じた。

平成二十二年十月二十九日　外務大臣　岡田　克也

（平成二十二年十月二十九日付け国際海事機関事務局長に寄託書簡）

○外務省告示第八十二号

カーボヴェルデ共和国政府は、昭和三十六年十月五日にハーグで作成された「外国公文書の認証を不要とする条約」の加入書を平成二十一年五月七日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年一月十三日にカーボヴェルデ共和国について効力を生じた。

平成二十二年一月十五日　外務大臣　岡田　克也

（平成二十二年一月十五日付け在オランダ王国大使館口上書）

○外務省告示第八十三号

月カーボヴェルデ共和国政府は、昭和三十六年十月五日にハーグで作成された「外国公文書の認証を不要とする条約」の加入書を平成二十一年五月七日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年一月十三日にカーボヴェルデ共和国について効力を生じた。

平成二十二年三月一日　外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第三百八十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十二条第一項において準用する同法第百十八条の二の規定に基づき、平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百六十八号（任意共済に係る損害認定準則を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年三月一日　農林水産大臣　赤松　広隆

第七に次のただし書を加える。

ただし、通知された共済事故に係る損害が僅少である場合は、この限りでない。

○農林水産省告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月一日　農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡飯豊町大字小白川字柳沢三三三一の二、三三三一の三、三三三一の一、三三三一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月一日　農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山形県北村山郡大石田町大字川前字陣ヶ森九〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備